

二 区長さん、班長さんの役割 二

自治会の役員のうち、一番身近な区長と班長の役割をお知らせし、自治会活動についてご理解いただければと思います。

◆会費の集金

各戸の自治会費については班長が集金、それを区長に届け、さらに区長はそれを事務局に届けます。会費は班長の負担軽減のため、1年分あるいは何か月かをまとめていただけると幸いです。

◆印刷物の戸別配付・回覧

区長は、各戸配付の印刷物を班ごとにまとめて班長に渡し、班長が各戸に配付します。毎月の配付物として、自治会だより、広報えべつ、対雁小学校だより、中央中学校だより。不定期の配付物では、市議会だより、保健だより、自連協だより、女性協だより、市からの回覧文書などが、区長から班長経由で各戸に回覧されます。

◆役員会及び合同役員会

毎月1回、午後7時から区長までが出席する役員会のほか、臨時の役員会や区長会も開催されます。合同役員会は毎年5月に開催。班長までが出席する全役員の会議で1年間の業務打合せを行います。

◆葬儀関係

会員または同居の家族がご逝去された場合、自治会から香典（1万円）が支給されますので、会員（遺族）から班長、区長を経由し、事務局長（会長）に連絡してください。

会員から自治会への葬儀協力要請があった場合、担当区の区長は班長の協力を得て対応します。なお、班内へは、班長が各世帯にお知らせください。（遺族が希望しない場合は行わない。）

◆出産祝い

会員家族（同居）が出産された場合、祝金（1万円）が贈られます。該当される方は、班長に連絡してください。区長、事務局長（会長）を通して、祝金が届けられます。



◆長寿祝金

平成29年度から高齢会員の長寿を祝い敬老精神と福祉の増進のため、長寿祝金を贈呈しています。今年度の対象者は、令和6年9月1日を基準日とし、令和5年9月2日～令和6年9月1日までに誕生日を迎えられた満年齢が77歳、88歳、99歳の方々となります。

◆自治会専門部関係

自治会の各事業は、班長を含めた全役員と会員一丸となって実施します。

<生活環境部>

自治会館前花壇の管理、春と秋の会館の大掃除、防犯灯の保守管理、交通安全啓発、自治会排雪関連。

<健康福祉部>

避難行動要支援者支援事業、緊急通報装置設置活動、夏休みラジオ体操、健康増進講習などの事業。

<事業推進部>

焼肉交流会、見晴台まつり、野外活動バス旅行、キャンドルナイトなどの事業。



見晴台自治会館増改築工事により中止・延期の場合があります。今年度もよろしくお願ひします。

〔事務局〕